

## 中華人民共和国国民訪日団体観光旅行の本邦内における取扱旅行会社の選定基準

### I. 選定基準

1. 国土交通大臣又は都道府県知事登録旅行者であること。
2. インバウンド業務を取り扱う専管部署があるか、又は専任者を置いていること。
3. 過去1年間に概ね250人以上のインバウンド業務を取り扱った実績があり、かつ、中国からのインバウンド業務の実績もあること。又は、過去1年間に概ね100人以上の中国(香港、台湾を除く。)からのインバウンド業務の実績があること。
4. 本邦内のいかなる場所で旅行団体に係る緊急事態が発生した場合でも、迅速に代替添乗員等を確保し、関係機関への協力を行う等の支援体制を取ることが可能であること。
5. 本件団体旅行に関する業務の円滑な遂行に足る中国語使用能力のある要員を配置すること(常勤である必要はない。)
6. 本件団体旅行の取扱いに関し、中国側指定旅行会社と速やかに業務提携ができる確実な見込みがあること。
7. 中国側指定旅行会社と提携後、中華人民共和国訪日団体観光客受入旅行会社連絡協議会(任意団体)(以下「中連協」という。)に加入し、預託金50万円を納付すること。
8. 本件団体旅行1件の取扱いを終了するごとに、実施の状況、問題点等を当該団体の帰国日から15日以内に中連協に文書により報告すること。
9. 過去において、外国人旅行者の不法入国、不法残留等に、旅行会社及び当該社に勤務するものが関与していないこと。
10. 経営内容が健全であって、本件団体旅行の取扱いが安定的に継続できること。

注1) 申込み内容に不実のものが含まれていることが判明した場合は、指定後であっても指定を取り消すことがあります。

注2) 業務開始後、再審査により不適合が認められた場合には指定の取り消しがなされます。この際、当該日から起算して2年が経過するまでの間は、改めて指定を受けることができません。